

平成23年3月31日

市内建設業者各位

八尾市水道局

施工中工事の技術者等配置状況通知書の提出について（お知らせ）

建設工事の適正な施工を確保するため、水道局発注工事を施工される業者のみなさまには、建設業法を遵守いただくとともに、平成19年3月15日付け「工事現場に配置する主任技術者および監理技術者について（お知らせ）」※注1に基づき、適正な技術者等の配置を求めてきたところですが、平成20年度からは、契約締結時に下記のとおり、『施工中工事の技術者等配置状況通知書』を提出していただくこととしますので、お知らせします。

記

1. 提出を求める工事

水道局から発注する工事（条件付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約）

2. 提出書類

契約締結時に、別紙『施工中工事の技術者等配置状況通知書』を提出

※提出された『施工中工事の技術者等配置状況通知書』の内容に虚偽記載が判明した場合は、指名停止措置を行なうことがありますので、誤記・記載漏れなどのないように注意してください。

【通知内容】

次に該当する工事で、施工中の工事の現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）等

①水道局から発注した工事及び契約検査課から発注した工事（200万円以上）

②官公庁・公社等発注工事（500万円以上）

※国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条各号に掲げる法人が発注する工事

3. 適用開始

平成20年4月1日以降に発注（入札公告）するものから適用します。

4. その他

契約締結後に、建設業法に基づく配置技術者の専任義務違反等となる事実が確認された場合は、契約解除することがあります。

※注1 平成19年3月15日付け「工事現場に配置する主任技術者および監理技術者について（お知らせ）」は一部改正し、平成23年3月31日付け「工事現場に配置する現場代理人、主任技術者および監理技術者について（お知らせ）」となっています。

平成 年 月 日

施工中工事の技術者等配置状況通知書

(あて先)
八尾市水道事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

工事名

現在、施工中の工事に配置している技術者等の状況は次のとおりです。

発注機関	工事名	請負金額	工期	現場代理人名	主任技術者名 (又は監理技術者名)	専任 該当する場 合に○印を 記入	備考
		円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
		円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
		円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
		円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
		円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
		円	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				

※水道局から発注した工事及び市役所契約検査課から発注した工事(200万円以上)のうち、契約日現在、施工中の工事について記入してください。

※他の官公庁・公社等発注工事のうち、契約日現在、施工中の工事(500万円以上)についても記入してください。

※受注している工事が無い場合は、『工事名』の最初の欄に「該当なし」と記入してください。